

板橋区緑化指導基準の改正について

都市経営の中で緑化空間を生み出す仕組みとして生まれた「緑化指導制度」について、社会環境の変化や都民・区民の緑に対する期待に的確に応えるため、制度内容の見直しを行う。

よって「東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則(昭和54年板橋区規則第42号)」及び「東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準(平成7年板橋区告示第319号)」を改正する。

1 背景と必要性

昭和54年の制度発足以来「緑化指導制度」によって生み出されてきた緑地は、ここ数年では毎年約1.0ha整備され、区内の緑地の減少を補うとともに、市街地における新たな緑化空間の創出に一定の成果を挙げてきた。

この間、社会・経済状況、区民の生活スタイルは大きく変化し、生活環境における緑に対する考え方や価値観もまた、変化を続けてきている。同時に、生活や生き方の多様化が進み、緑に求められる機能も、量を満たすという画一的な視点では充足することができなくなってきた。

こうした状況を受けて、緑化指導制度についても、量から質への転換を図ると共に、緑に対する多様な価値の創造に応えることができるよう、改正を行っていく。

2 改定の方向性

(1) 「東京で、日本で、地球規模でその役割の一端を担う」ための改正

- ・温暖化抑制となり得る緑化手法や都市防災となり得る緑化手法を整理し、基準に設定。また、広域エリアネットワークを形成するための崖線・河川・幹線道路を骨格とした緑のネットワークを誘導する。

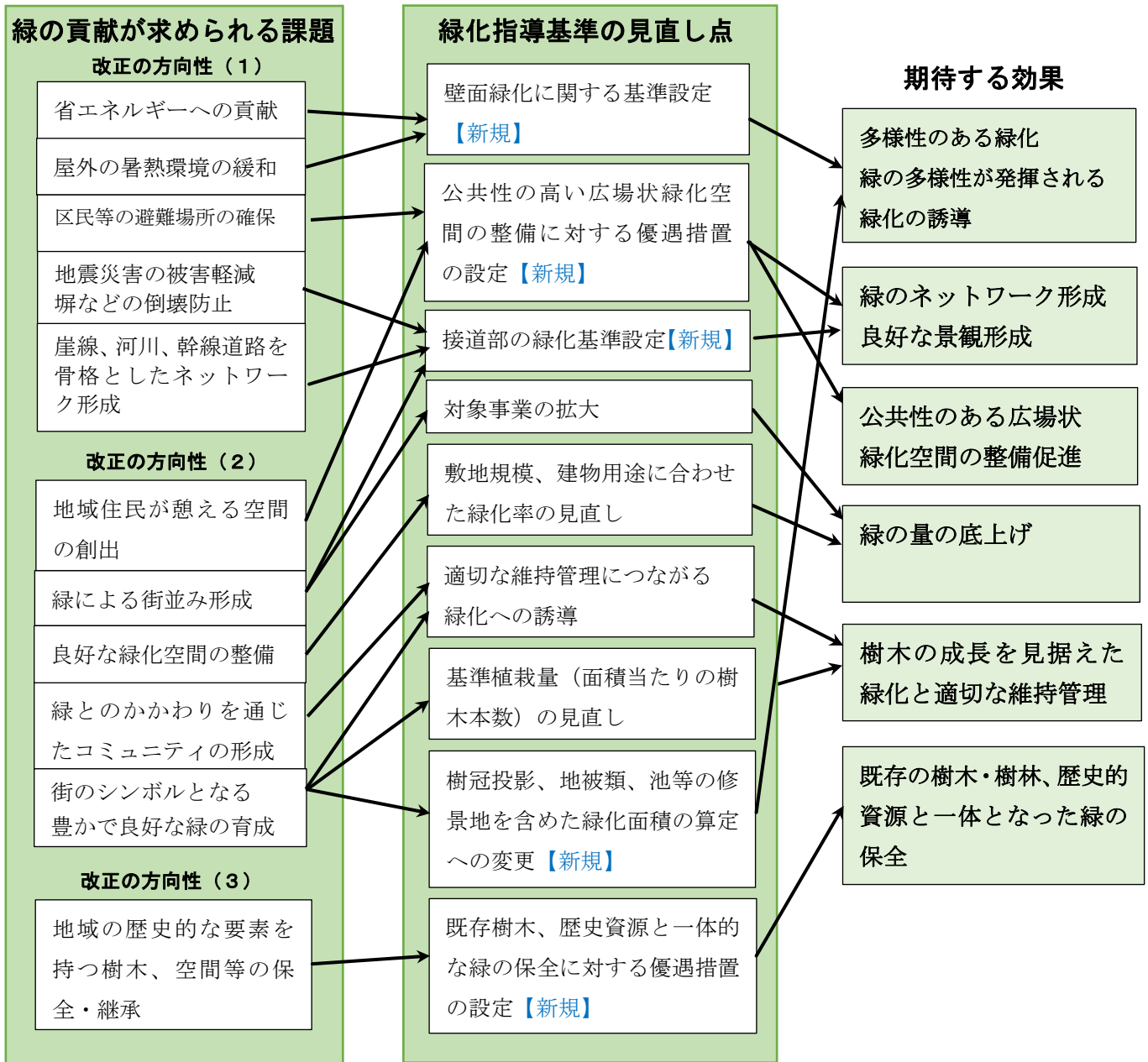
(2) 「地域と共存する緑を創出する」ための改正

- ・一体的な緑化を誘導する基準として、景観保全やオープンスペースの整備を主眼とした緑化計画に対する優遇措置の設定。
- ・事業対象ごとに建築物の形状や立地環境等を加味した緑化基準を再設定。
- ・10年後を見据えた樹木の成長に配慮した緑化基準の設定や緑化計画に維持管理の視点を加える。

(3) 「地域・生活の質を高める」ための改正

- ・地域の魅力や歴史的価値を有する緑を誘導するために保存樹木、祠などの保全や、地域の魅力創造を有する緑化計画に対する優遇措置を設定。

3 緑化指導基準の見直し点と期待する効果



4 改正素案の概要

別紙のとおり

5 スケジュール（予定）

令和4年2月28日から3月14日

- ・パブリックコメントの実施

令和4年6月・パブリックコメント実施結果と改定内容の公表

- ・施行規則及び基準の公布
- ・改正基準施行（350㎡以上）

6 施行予定

- ・令和4年6月から令和5年3月までは事業面積350㎡以上の土地については新旧基準のいずれかを選択することができる。
- ・令和5年4月から350㎡未満の土地も緑化指導基準の対象となる。